

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 教育総務室 1頁

訓 令

三重県訓令第9号
教 委 訓第4号
三重県議会訓令第5号
三重県監査委員訓令第1号

庁 中 一 般
局 内 一 般
三重県議会事務局
三重県監査委員事務局

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成21年 8月11日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦
三重県教育委員会教育長 向 井 正 治
三重県議会議長 三 谷 哲 央
代 表 監 査 委 員 植 田 十 志 夫

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県訓令第20号
三重県議会訓令第1号
教 委 訓第4号
三重県庁舎防火等管理規程 昭和41年三重県警察本部訓令第6号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓第8号
三重県監査委員訓令第1号

の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「第8条第1項」を「第8条及び第36条」に改める。

第8条、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第12条並びに第16条中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

別表2 1階分隊の項中「会計支援室専門監」を「会計支援特命監」に改め、同表2階分隊の項中「情報セキュリティ・活用プロジェクト主幹」を「地域づくり支援室副室長」に、「地域づくり支援室副室長」を「交通政策室副室長」に、「市町行財政室副室長 4」を「電子業務推進室副室長 4」に、「交通政策室副室長」を「市町行財政室副室長」に改め、同表4階分隊の項中「健康福祉企画室長」を「人権・経営品質特命監」に、「健康福祉企画室企画員」を「健康福祉総務室副室長」に、「監査室長 4」を「社会福祉室長 5」に改め、同表6階分隊の項中「農水商工企画室長」を「財務経理室長」に、「農水商工企画室副室長」を「財務経理室副室長」に、「財務経理室長」を「農業経営室長」に改め、同表7階分隊の項中「学校施設室長」を「学校施設室副室長」に改め、同表R階分隊の項中「ごみゼロ推進室長」を「地球温暖化対策室長」に、「地球温暖化対策室長」を「水質改善室副室長」に改め、同表議事堂分隊の項中「総務課副課長」を「議事課副課長」に改め、同表隊付の項中「管財室副室長 2」を「管財室副室長 3」に改める。

別記様式中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社